

平成 30 年 8 月 24 日以降の簡易牛舎リースの附加貸付料率は、以下のとおりです。

| リース事業名   | 料率 (%) |
|--|--------|
| ○肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業のうち繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎の整備）<br>（簡易牛舎リース） | 1.73   |

注 1) 譲渡価格（取得価格の 10%）は附加貸付料計算から除外するため、実質上の附加貸付料は更に低い率になります。

2) 附加貸付料率は、貸付契約時の附加貸付料率が適用されます。